

# 秋田県ドッジボール協会 規約

(平成3年6月28日制定)

## 第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 この協会は、秋田県ドッジボール協会（以下「協会」という。）に関することを定める。

(事務所)

第2条 協会の事務所は、会長が指名する場所に置く。

## 第2章 事業

(目的)

第3条 協会は、秋田県内におけるドッジボール競技の普及と技術の向上を推進し、もって県民の健康の増進と明るい町づくりに寄与することを目的とする。

(事業内容)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) ドッジボール競技の普及と振興に関すること。
- (2) 各種の大会・交流会の主催もしくは共催に関すること。
- (3) 講習会、研修会、審判員の技術の向上に関すること。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

## 第3章 組織及び役員

(会員及び組織)

第5条 協会は、協会の趣旨に賛同する有志、各チーム及び団体をもって組織する。

2 協会に総務・普及強化・財務・広報・競技委員会を置くことができる。

(役員)

第6条 協会に次の役員を置く。

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 会長   | 1名  |
| (2) 副会長  | 若干名 |
| (3) 理事長  | 1名  |
| (4) 常務理事 | 若干名 |
| (5) 理事   | 若干名 |
| (6) 監事   | 2名  |
| (7) 事務局長 | 1名  |

(役員を選任)

第7条 役員を選任については、次の規定による。

- (1) 会長・副会長・監事は、総会の議決により選任する。
- (2) 常務理事は委員会の委員長・副委員長及び各支部長をもって構成し、理事の互選により選任する。
- (3) 理事長は、理事の互選により選任する。ただし、必要がある場合副理事長を置くこともできる。
- (4) 理事は、各市町村団体及びチーム代表者、協会所属審判員の中から会長が選任し、総会で承認する。
- (5) 事務局長は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第8条 役員職務については、次に規定するとおりとする。

- (1) 会長は、協会を代表して会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長が職務を執行できない場合には、会長の職務を代行する。
- (3) 理事長は、常務理事会の議決に基づき会務を掌握し、常務理事会を代表する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し理事長が職務を執行できない場合には、理事長の職務を代行する。
- (5) 常務理事は常務理事会を組織し、この規約で定められた事項を執行する。

- (6) 理事は理事会を組織し、総会に出席し決議に参加する。
- (7) 監事は、協会の業務及び財務を監査する。
- (8) 事務局長は事務全般の職務を執行する。
- (9) 各種委員会の委員長・副委員長は別に定める細則によりその職務を執行する。

#### (役員任期)

第9条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員は、その任期が満了しても、後任者が選任されるまでその職務を執行する。
- 3 役員に欠員が生じたとき後任者は前任者の残任期間の職務を執行する。

#### (事務局)

第10条 協会に事務局を置くことができる。

- 2 事務局員は、会長が任免する。

#### (総会)

第11条 総会は、会長・副会長・理事長・常務理事・理事及び登録チーム関係者をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回会長が招集して開催する。
- 3 会長は、総会の議長を務める。
- 4 総会は、次の事項を議決する。
  - (1) 事業計画及び収支予算の決定
  - (2) 事業報告及び収支決算の承認
  - (3) 規約の改正
  - (4) その他
- 5 議事は、出席者の過半数により決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

#### (常務理事会)

第12条 常務理事会は、理事長が必要と認めるときまたは常務理事の要求があったとき、会長の承認を得て開催する。

- 2 常務理事会の議長は、会長を務める。
- 3 常務理事会は、協会の執行機関であり、総会において審議する事項、事業計画及び会務の執行に当たるものとする。
- 4 議事は、出席者の過半数により決し、可否同数の場合には議長の決するところによる。

## 第4章 名誉会長・顧問及び参与

第13条 協会に名誉会長・顧問及び参与を置くことができる。

- (1) 名誉会長は常務理事会で推薦した者につき、総会の議決を経て、会長が委嘱する。
- (2) 顧問及び参与は、ドッジボールの功労者の中から、常務理事会で推薦した者につき総会の議決を経て会長が委嘱する。
- (3) 名誉会長・顧問及び参与は総会に出席して意見を述べることができる。

## 第5章 経 理

(経費)

第14条 協会の経費は、会費・補助金・登録料・寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第15条 協会の会計は、毎年4月1日に開始し、3月31日をもって終わる。

(監査)

第16条 事務局長は、総会前に経理の帳簿並びに活動の報告書を監事に提出し監査を受けなければならない。

(監査結果の報告)

第17条 監事は、総会において監査の結果を報告しなければならない。

## 第6章 雑 則

(細則)

第18条 この規約の執行について必要な細則は、別にこれを定めることができる。

### 附 則

この規則は、平成3年6月28日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成5年4月21日から改正施行する。

### 附 則

この規則は、平成10年5月15日から改正施行する。

### 附 則

この規則は、平成18年5月20日から改正施行する。

### 附 則

この規則は、平成19年6月2日から改正施行する。